第三章　南北朝時代

第一節　建武の新政

建武政府の発足　五月二十三日、船上山を出発した後醍醐天皇は六月五日帰京した。六波羅探題陥落から約一か月間、足利高氏は、六波羅に陣を構えて、新政権の基盤を固めていた。

召（めしゅうど）人并びに降人等の事、預人と言い、警固と言い、計らい沙汰を致さるべきの状、件の如し、

元弘三年六月十三日　　（足利尊氏）源朝臣（あそん）（花押）

大友入道殿　　（大友文書）

京都を占領した足利高氏が、先帝が還幸するまで、占領行政を行ったが、九州の大友氏に九州の占領行政を委託したらしい。おそらく少弐氏にも同様の指示がなされただろうと思われる。

今年五月廿三日の綸旨（りんじ）・同四月廿七日の御教書（みぎょうしょ）かくの如し、早く仰せ下されの旨に任せ、急速に上洛せらるべき也、

仍って執達件の如し、

元弘三年六月十三日　　（宇都宮高房）前常隆介（花押）

宮野四郎入道殿　　（筑後上妻文書）

これは、後醍醐先帝の軍勢催促と足利高氏の催促に従って、上洛せよという守護の施行状である。前常陸介の花押は、前出の田口文書の高房の花押と一致する。宇都宮氏が筑後の守護職を還補（げんぽ）されたのである。すなわち、大和弥六左衛門尉高房が常陸介に任官し、同時に冬綱と改名したらしい（山口隼正『南北朝期九州守護の研究』）。

佐田系図には、冬綱は下野守護代宇都宮貞綱の長子で、城井頼房が養って跡継ぎとした。初めは高房、のち冬綱、守綱と改めたとある。多くの子息をもつ頼房がなぜ本家筋から跡継ぎを迎えたか、理解に苦しむところである。ともあれ、常陸介冬綱が筑後の武士を上洛させようとしたのは、このころ、征夷大将軍の座をめぐって足利高氏と護良親王が対立し、護良親王が「高氏に幕府再興の野望がある」と訴えて、討伐の兵を起こそうとしていたのである。

相良弥三郎頼広申す所領の事、国衙の地を除く、この宣旨の趣存知すべし、

左弁官下す　太宰府

まさに管豊前国に下知すべし、高時法師の党類以下の朝敵与同の外は、諸国の輩の当知行の地、依違（いい）有るべからざる事、（以下略）

これは、後醍醐天皇が、六月十五日に出した旧領回復令で、綸旨が必要と強調したため、全国から、所領安堵の綸旨を得よ

うと上洛しはじめたから、驚いた朝廷が七月二十六日あらためて、敵方の所領以外は当知行を安堵すると大宰府管轄下の国々に周知させたものである。

規矩高政・糸田貞義の乱　鎮西探題館が攻撃されて、北条英時が滅んだとき、博多にいなかった豊前守護糸田貞義・肥後守護規矩高政の兄弟が一年後討伐された。

貞義は田川郡糸田庄の地頭で、土着して地名を名字としており、高政は企救郡一郡の地頭として郡名を苗字にしていた。

左の系図のように、文永の役後、少弐氏に代わって北条一族金沢氏が実政―政顕―顕義―貞義の四代、豊前の守護を世襲していた。

「歴代鎮西志」は建武元年（一三三四）正月から四月まで、高政が帆柱岳城（八幡西区）に、貞義は筑後堀口城（三池郡）を拠点として挙兵したとあるが、残存文書は次のようになっている。

朝敵上総掃部助高政・同左近大夫将監貞義、今月九日板付合戦の事、承り及び候の間、肥前国彼杵（そのき）福田三郎入道理慶馳せ参じ候いおわんぬ。この旨をもって御披露有るべく候、恐惶謹言、

建武元年七月十九日　　理慶

進上　御奉行所　　（肥前福田文書）

この史料を見るかぎり、「歴代鎮西志」に述べられているような大規模な反乱とは思えない。両人が別々に挙兵したというのも疑われる。豊前の守護少弐貞経が下毛郡の田口信連へ宛てた施行状によると、「上総掃部助高雅・同左近大夫貞義已下の輩、与党する事、当国の地頭等を相催し対治すべしと云々」と、少弐貞経が来る八月二十九日に京都を出発するから、ともに下国し、合戦に参加せよと命じている。両人が豊前・筑前二国の守護少弐貞経上京中の留守を衙（つ）いて挙兵したことが判明する。なお、筑後守護である宇都宮冬綱もこのころ「警固のため、鎮西に下国せしむべし」と命ぜられ、既に下国している（筑前大悲王院文書）。

しかし、反乱は七月九日に誅伐されたようである（中村文書）から、田口文書の意味と符合しない。「深堀系図」の記述は「歴代鎮西志」から引用したものらしいからそのまま信用することはできない（森茂暁『建武政権と九州』九州中世史研究2所収）。

この年十一月、下毛郡萱津又三郎（大家郷司藤原久明）・企救郡草美彦三郎入道・同曽根弥四郎入道・武藤新左衛門入道崇観（土佐蠧簡集残篇）・田川郡白桑紀平四郎の所領が勲功の賞として宛行われている。北条英時に従って滅んだか、規矩高政と共に滅んだのであろう。

建武二年（一三三五）正月、今度は長門国府で上野四郎入道・越後左近将監入道らが挙兵したので、豊前・筑前・筑後・肥前の武士も渡海し、下山（さがりやま）城を攻略した。長門探題北条時直の子

や金沢貞顕の子らが討伐されたらしい。このころ、全国各地で北条氏の残党の蜂起が続いたが、散発的で、組織的なものではなかった。

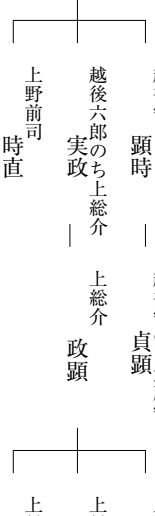

足利尊氏の謀反　後醍醐天皇の新政府が混乱している中で、諸国の北条氏残党が蜂起しているうち、建武二年（一三三五）七月、足利尊氏の所領鎌倉が北条高時の遺児時行によって占領されるという中先代の乱が起こった。

鎌倉の留守を守っていた足利直義は尊氏の嫡子義詮と共に鎌倉から逃れ出る時、幽閉していた前征夷大将軍護良親王を殺害していた。

尊氏は天皇の許可のないまま、鎌倉に下向し、北条時行を鎌倉から追い出し、以後、天皇の命令に従わず、弟直義は十一月二日新田義貞を誅伐せよという軍勢催促を全国の武士に行った。

十一月二十二日、天皇は尊氏・直義らに反逆の企てがあるから、誅罰することになったので、鎌倉へ発向せよと命じ、新田義貞に大軍を付けて出京させた。尊氏はこれを箱根・竹の下の合戦で破り、義貞を追って上洛し、天皇を叡山に避難させた。

しかし、奥州より北畠顕家軍が上洛したため、京都を一か月も維持できず、九州まで敗走することになった。

尊氏、太宰府滞在　尊氏は、朝敵の汚名を負って西下するのを憚って、後醍醐天皇と対立する持明院統の光厳上皇の院宣を備後鞆の津で受け取り、これを錦の御旗とした。

> 新院の御気色によりて、御辺を相憑て鎮西ニ発向候也、忠節他ニことに候の間、兄弟ニおきてハ猶子の儀にてあるへく候、謹言、
>
> 建武三　二月十五日　　尊氏御判
>
> 大友千代松殿

これは、幼少の大友氏泰を猶子とし、大友氏を頼りとして九州に出陣すると伝えている。以後、藤原氏であった大友氏は源氏を称することになった。

尊氏は上洛に備えて、途中の国々に武将を配置したため、九州に上陸するときには軍勢わずかであったという。

建武三年（一三三六）二月二十五日、少弐頼尚が五〇〇余騎を率いて、長門国赤間の関にこれを迎えている留守中に、菊池武敏軍が太宰府の有智山城を攻撃し、少弐貞経（入道妙恵、六十五歳）以下少弐一族多数を自決させ、博多多々良浜に陣を敷いて、尊氏の太宰府入りを阻止しようとした。

尊氏はこれを突破して太宰府に落ち着き、左のような文書を

発して九州の武士の糾合に努めた。

菊池以下の凶徒誅伐のために、発向する所也、一族を相催し、急ぎ軍忠を致すべきの状、件の如し、

建武三年三月一日　　（足利尊氏）（花押）

三池木工助入道殿

菊池武敏らは、多々良浜合戦に敗れ、筑後国黒木城に入ったが、上野左馬助頼兼らに攻略され、豊後国玖珠城の大友貞順らに合流して宮方の拠点とした。

足利尊氏の再上洛　一か月後、足利尊氏は九州北部の武士を味方として、上洛を決意した。

新田右衛門佐義貞の与党誅伐の事、院宣を下さる所也、仍って今月廿八日上洛すべき也、発向の時、軍忠を抽ずべきの状、件の如し、

建武三年三月廿六日　　大御所（足利尊氏）御判

宇都宮因幡権守殿

（佐田文書）

当時、宇都宮冬綱は本家の治部大輔公綱と共に宮方として在京していたらしく、「太平記」には「紀伊常陸守」と書かれている。冬綱の弟公景は、因幡権守の受領名を称し、のち兄の筑後国守護の代官を務め、宇佐郡佐田氏の祖とされている。

四月三日、太宰府を出発した尊氏は、長府で、九州の武士の到着を待ち、尊氏は船で、関東・四国の武士と共に、直義は陸路、少弐・大友・中国勢を率いて、京都に向かった。

少弐頼尚は直義の側に仕えて、深い人間関係に結ばれた。この年十一月、二階堂是円らが諮問した建武式目十七箇条は、直義が少弐頼尚ら八人に政治の理想的なあり方を問うたもので、北条義時・泰時の政治を模範とし、万人帰仰の政治を施されたいと結んでいる。

五月二十五日、湊川合戦で楠木正成を破って、入京した尊氏は、再び後醍醐天皇を叡山に追い込み、のち和談して、譲位させ、光明天皇を即位させた。

先帝は、やがて吉野へ潜幸し南北朝併立時代に入る。

このころ、豊前の武士は、守護少弐頼尚に従って上洛した者と、三月十一日に豊後玖珠城に挙兵し十月十二日まで八か月間抵抗した大友二郎貞順らを攻撃する者に分かれた。

下毛郡の田口信連や企救郡の長野三郎助豊らは京都に従軍した。

豊前国長野左衛門三郎助豊申す軍忠の事、

一、去る八月廿三日、鞍馬路合戦の時、先を懸け散々太刀打ち致し、軍忠を抽んずるの条、饗庭隼人大夫宣永見知せしめおわんぬ、

一、同廿五日、北野より仁和寺にいたる迄合戦いたし、凶徒らを追い散らすの条、上野又次郎并びに曲弥五郎ら見知せしめおわんぬ、

一、同廿八日、中御門河原において合戦の時、忠勤を致すの条、同所合戦の間、香月三郎左衛門入道見知せしめおわんぬ、

一、同廿九日、嵯峨に御発向の間、御共仕り、凶徒らを追い払うの上、陣屋を焼払うの条、御前の間、御見知有る所也、然らば、早く御一

見状に預かり、後証に備えんがため、恐々言上件の如し、

建武三年九月　日

承り了んぬ、大宰少弐(頼尚)御判　（対馬長野文書）

豊前西部の尊氏方は多く頼尚と上洛したと思われる。長野助豊は長野一族の庶家で、永禄十一年（一五六八）、等覚寺城を毛利氏に攻略されたあと、大友氏によって馬岳城督に配置され、約一五年間、京都郡に睨みをきかせた長野三河守助守の先祖と考えられる。この長野氏は江戸時代対馬の宗氏の家来になったらしい。

南北朝の動乱　筑前・豊前・肥後、三国の守護少弐頼尚が上洛中に、分国では南朝方が各地で蜂起し、手強い抵抗を続け、鎮西管領一色道猷を苦しめていた。

長野左衛門三郎助豊軍忠の事、

尾張三郎・備中権守・千手・秋月已下の凶徒誅伐のため、筑前国嘉摩郡御発向の間、御手に属し、十月廿日山攻めの時、城内に懸け入り破却せしめ、同廿五日、馬見岳・桑野已下所々の城等焼き払いおわんぬ、

嘉摩御座の程は、日々御着到に付け、御帰参の時、同じく上府せしめ候ひおわんぬ、この旨をもって、御披露有るべく候、恐惶敬白、

建武四年十一月　日　　仲原助豊

進上御奉行所

承り了んぬ、宣遠　（対馬長野文書）

嘉摩郡では四月から南朝方の活動がみられ、下毛郡の田口三郎は守護代と考えられる顕康（西郷氏カ）に軍勢催促を受けており、上毛郡の薬丸有世や成恒松石丸も新田禅師ならびに大友直世らが宇佐郡に挙兵したので鎮圧に当たったのち大将佐竹義尚に従って、嘉摩城を攻撃し軍忠の証判を得ている。

尾張三郎とは雑訴決断所関東廂番二階堂尾張守長藤の子、備中権守とは五条頼元であろう。

嘉摩御座とは大将が嘉摩郡滞在中という意味である。御帰参とは守護頼尚が帰国したら、太宰府に出かけて、証判を受けるつもりであるということらしい。

少弐頼尚は翌五年三月ごろ帰国し、分国の軍勢催促を行っている。宣遠とは少弐頼尚の筑前守護代饗庭氏と推定される。

一色道猷の嘆き　建武三年（一三三六）四月、足利尊氏が再上洛するとき、九州の宮方討伐のために残された足利一族一色範氏入道道猷は、五年間に九度も上洛の許可を求めたが許されなかった。このうえは所領を増やし、博多の近くに分国を定めてほしいと京都に泣きついている（祇園執行日記紙背文書）。

その理由をみると当時の鎮西管領の置かれた状況を知ることができる。すなわち、鎮西の恩賞地四か所のうち、天雨田庄（田八〇町、行橋市）のほかはことごとく相違した。そのため家来二〇人ほどを扶持しているにすぎない。兵乱鎮圧に際しても、建武五年、少弐頼尚が帰国してからは、頼尚の分国筑前・豊

前・肥後については、彼の手に属し、筑後国は多分に敵方に属し、自分の国の警固と濫妨を防ぐのにいっぱいで、他国に出張する余裕なく、肥前・豊後は守護大友氏泰を差し置いて守護代らに命じても、異議を唱え催促に応えない。日向・大隅・薩摩は遼遠で、しかも畠山亮七郎・島津上総入道の奉行地であるから、催促しようもない。こういう状態では九州の統治は覚束ないと訴えているのである。

観応の擾乱と足利直冬　尊氏の長庶子直冬は父の愛を受けることなく独身の叔父直義が養子としていた。尊氏の執事高師直は直冬を嫌って尊氏から遠ざけようとした。直義は直冬を中国探題として備後鞆の津に下した。まもなく高師直はクーデターを起こし、直義を出家させ、鎌倉から義詮を迎えて政務を執らせ、中国地方の御家人に命じて直冬を追討させようとした。

貞和五年（一三四九）九月、肥後の河尻幸俊が船で直冬を肥後へ連れ帰って、大友一族詫間宗直らを味方に引き入れ、急速に勢力を増大させた。

□衛佐か事、すてに、ふけうのとか、のかれかたく候、そのうへ、いんほうのくわたて、おとろきおほして候、いそき一そく・ふん国のくん□いもよをして、しこくを　めくらさす、うちてまいらすへし

御はん（足利尊氏）

（貞和六年）正月六日

嶋津上総入道殿

（薩摩比志島文書）

尊氏は「親不孝の咎と陰謀の企てをしているから、直冬を誅伐せよ」と命じた。

河尻幸俊らは観応元年（一三五〇）四月、宇都宮大和太郎左衛門尉（範綱）の城を攻めた。宇都宮範綱は大和前司頼房の長子ではないかと推定されるが、肥後国で使節として建武前後に活動している。かれは数日後、城を捨て行方をくらませた。

肥後の守護少弐頼尚は、弟の資尚や豊前・筑前の守護代に軍勢を付けて派遣したが、直冬は恩賞を乱発して支持され、各地で直冬党が蜂起した。

少弐頼尚の大勝負　観応元年九月、少弐頼尚が突然、直冬と結んだ。

京都より仰せ下される子細候の間、佐殿の御方に参じ候、御同心候はば悦び入り候、恐々謹言、

（貞和六年）九月廿八日　　頼尚（花押）

深堀三郎五郎殿

（深堀文書）

これは、京都から命令があって、頼尚が直冬側に付くことになったから、味方になって欲しいという意味である。

洞院公賢の日記十月十六日の条に、「直冬が九州を靡かす勢いで、大友・少弐以下皆帰伏し、大友の京都代官二人が逐電したので、尊氏・師直が、征伐のため二十五日に進発することになった」と記している。

十月二十六日、足利直義が大和へ出奔した。少弐頼尚の行動

は直義の復権をねらったもので、尊氏はその計略にはまったのである。

南朝に下った直義は勢力を回復し、尊氏・高師直軍を各所に破って、翌観応二年（一三五一）二月、高師直・師泰兄弟を殺害し、政治の実権を奪った。

尊氏・高師直軍が備前三石に差し掛かったころ、十一月十六日、少弐頼尚は「豊後国凶徒退治の事、公方より御教書を成され候」と阿蘇大宮司惟時へ協力を頼んでいる。直冬を公方と呼び、直冬の書状を御教書と言っている。

鎌倉府の足利基氏を鎌倉公方と呼ぶように、直冬を鎮西公方と頼尚は考えたのである。

十二月十三日、足利尊氏は「九州の事、片時も志思しめし候間、急速打ち通るべく候処、四国・中国の事、この辺において沙汰有るの最中也、落居せしめば、不日下向すべし、その間、用意を致し籌策を廻らすべし、凡そ、今度氏泰の振る舞い、殊に感じ思しめす所なり、一向高名たるか」と国東郡の田原入道正曇へ、尊氏方としてとどまり忠節を致すことを求めている。

足利直義の花押

足利直冬の花押

少弐頼尚の花押

大友氏泰の高名に対し、一年後直義が失脚すると、尊氏は頼尚の所領黒田庄・遠賀庄・宗像西郷及び豊前守護職を与えている。実は、大友氏泰は頼尚と共に直冬方へ付いたのであるが、尊氏の説得によって翻意したのである。

代わって、弟の氏時が直冬方となって、兄氏泰を攻撃しようとしたのが十一月の史料にみえる「豊後国凶徒退治」である。

A、豊前国元永村元永弥次郎入道跡内・同国伊加田庄武藤対馬左近将監跡内・肥後国岩野村薩摩彦次郎跡内・同国木葉村壱岐弥太郎跡内地頭職の事、勲功の賞として充て行う所也、
早く先例を守り沙汰を致さるべし、仍って執達件の如し、
観応元年十二月廿日　　（一色道猷）沙弥（花押）
宇都宮因幡権守殿　　（佐田文書）

B、豊前国吉田庄大夫家時跡　地頭職の事、
勲功の賞として充て行う所也、早く先例を守り沙汰を致さるべし、
仍って執達件の如し、
観応二年正月廿日　　（一色道猷）沙弥（花押）
宇都宮因幡権守殿　　（佐田文書）

鎮西管領一色道猷が宇都宮公景へ、直冬方の武士の地頭職を与えている。これは空手形と考えてよいと思う。当時は直冬方

が優勢であり、頼尚の守護国内の土地であるから、その打ち渡しは困難であったと思われる。

なお、このころ、宇都宮冬綱は直冬方の筑後国守護として行動している（草野文書）。

鎮西管領　養父直義の復権によって、観応二年（一三五一）三月、直冬は正式に鎮西管領となり、武士たちに当知行地の安堵を行った。しかし、養父直義の立場は不安定で、四か月後の七月には尊氏が近江に奔って南朝に帰順し、その軍事力を持って京都から直義を追い出したが、九月、両者は和睦した。しかし、尊氏は「直冬の事はかの落居に依るべからず、先度の御教書の旨に任せ、不日に誅伐すべし」（大友文書録）と直義と和解しても直冬は許さないと九州・中国地方の武士たちに書き送った。

足利直冬

その後、直義は北陸へ奔り、関東に下ったが、尊氏はこれを追撃して、翌年二月鎌倉で毒殺した。

御方に参じ軍忠を致すべきの由、聞こし食され了んぬ、殊の功有らば抽賞せらるべしと、天気かくの如し、これを悉くするに、状を以てせよ、

正平六年六月十五日　　勘解由次官（五条頼元）（花押）

大友式部丞館　　（入江文書）

これは、大友氏泰が南朝方へ付くことを許すという後村上天皇の綸旨を、懐良親王の守り役五条頼元が伝えたものである。

尊氏は密かに南朝帰順の交渉を進め、はやくから大友氏泰らへ連絡していたことを推定させる。あたかも、直義が少弐頼尚と連絡して直冬と結びつけたように。

去る廿九日の合戦、不慮の式の間、力無く日田へ引き退き候いおわんぬ、今においては京都の御意に任せ、李部（大友氏泰）よりも御状候て、山方合体候て、一両日中ニ罷出るべく候、佐伯勢はすでに昨日打ち付け候いおわんぬ、又因幡守（宇都宮公景）・草野・佐志・高来勢・志摩郡の者共、かれこれ千余騎同道候て、これまで打越し候、遅々せしめ候はゝば、この輩等疲労せしめ候間、急々打ち出らるべく候、その陣の事、心本無く、よくよく御談合候て、要害宜く候ハん所ニ御引き揚がり有るべく候、恐々謹言、

（観応二年）十月二日　　道猷（花押）

田原六郎蔵人（貞広）殿　　（入江文書）

これは、筑後床河（河北庄）の合戦に敗北した一色道猷方が日田へ退き、南朝方と合体し、国東の田原氏や大友氏泰の来援を促し、体勢の立て直しを謀っている。宇都宮公景は一貫して一色道猷に従っているが、このころ、宇都宮冬綱は尊氏方へ寝返っている。冬綱が守綱と改名するのはこの時点であろう。直冬の一字を頂いたという誤解を避けたのである。直義の失脚、直冬討伐の意志を守綱が政治的に判断したらしい。

観応三年（一三五二）閏二月、尊氏が関東へ下っている留守に、南朝の楠木正儀（まさのり）らは、武力で一か月ほど京都を占領したた

め、南北朝の和談は崩れ、尊氏方は「正平」の年号を捨て、「観応」年号に戻り、九月「文和」と改元した。

九州三者対立時代の使用年号

九州	一三四九	五〇	五一	五二	五三	
一色道猷	貞和五	観応元	観応二―正平六	正平七―文和元	文和二	
足利直冬	貞和五	貞和六	貞和七―観応二	観応三―正平八		
懐良親王	正平四	正平五	正平六	正平七	正平八	

このころ、太宰府天満宮でも鎮西管領足利直冬へ寺領回復を願って作成した書き上げに、「窪郷内野田光行名は当宮根本御領たりといえども、地頭・御家人・甲乙の輩が押領せしむ」、「窪庄地頭職は本主余類がこれを押領す」と報告している。地頭職が安楽寺に寄進されているということは、本主久保氏が何かの理由で、すでに没落していることを意味する。

このころ、次の史料がある。写しであるから疑わしいところもあるが、参考のため掲げて、後の研究を待ちたい。

西郷式部大夫有政申す、度々軍忠の事、

今度御義兵の最初に馳せ参じ、去年八月十七日より豊前国大坂并びに崎山両方の関所を警固せしむるの上、同九月十日、当国田河郡の凶徒対治のため、崎山・北岡猪倉辻と号すに打ち出すの剋、同十二日、今任村に御発向の間、最前に馳せ参じ、所々を焼き払い、賊徒武藤但馬守の党類戸井兵庫允以下の御敵ら当国要害に立て籠もるに依り、同日かの城に攻め寄せ、同十二日郷原の御陣を没落し候迄、忠を致しおわんぬ、

同十一月、同国苅田城攻めの時、有政においては、両方の関所を警固せしむといえども、若党らを差し遣わし、連日合戦を遂げ、同十二日当城没落の期にいたるまで忠節を抽んじおわんぬ、

今年五月二日、大庭孫次郎以下の逆徒、当国赤・笠松において城郭を構え楯籠もるの間、度々合戦を致すの上、同六月九日、当城を攻め落とすの時、若党内田帯刀允討ち死せしめ、同彦右衛門尉、疵を被り右膝口射疵おわんぬ、然らば早く数ケ度の軍功に任せ、御一見状を給わり後証に備えんがため、言上件の如し、

観応三年六月　日

（一三五二）

承り了んぬ、判（一色道猷カ）

（西郷文書）

西郷文書には、同年三月十日付の足利直冬感状写しがあるが、偽文書らしい。これによると、西郷有政は大坂・崎山の関所を固め、近辺の合戦に軍功を致したので、証判を得たいと申請している。

観応二年（一三五一）九月、尊氏のクーデターで失脚した直義が京都から北陸へ出奔すると、早速直冬の鎮西管領の座は一色道猷に戻され、少弐頼尚の筑前・豊前・肥後の三国守護職も一年前の直冬与同以来、一色直氏・大友氏時・一色直氏へ与えられていたが、これを実力で維持してきたものの分国の内外から蜂起があいつぎ、形勢は次第に悪化した。

やがて観応三年十一月、直冬は中国地方へ移り南朝方となって、文和四年（一三五五）正月、京都を一時的ではあるが占領

することになる。

残された少弐頼尚は、一色方と宮方から攻められ、苦境に立たされることになった。

西郷式部大夫有政申す、軍忠の事、

去年文和元十月、凶徒退治のため、筑前国に御発向の間、御手に属し、同十一月十二日、同国椿・忠隈合戦の時、親類朽網隼人佐、疵を被り右足甲射疵、若党簗瀬彦六、疵を被り右小肘射疵おわんぬ、

同廿四日、宰府を攻め破らるの尅、若党三緒彦左衛門尉、疵を被り左小肘切り疵おわんぬ、

同十二月一日より今年二月一日にいたるまで、浦城攻めの間、日夜合戦毎度忠節を抽じおわんぬ、

同二月二日、筑前国針磨原（はりすりばる）において合戦の時、忠節を致すの条、その隠れ無し、然らば早く度々の軍忠に任せ、御一見状に預からんがため言上件の如し、

文和二年三月　日

承り了ぬ、判（一色道猷カ）

（西郷文書）

宮方少弐頼尚

これは、西郷有政が少弐頼尚と一色道猷との激戦に参加したことを証明してもらった史料である。浦城合戦は少弐軍がピンチに陥ったとき、頼尚が宮方に降ることを条件に菊池武光の応援を得て、形勢を逆転させ、更に針摺原合戦で一色軍に決定的な打撃を与え、文和四年（一三五五）十月、一色道猷を京都に逃げ帰らせる遠因になった。

こうして少弐頼尚の勢いは宮方となって盛り返した。

豊前国守護

宇都宮守綱

城井守綱は筑後国守護であったが、直義の失脚した観応二年（一三五一）八月ごろ、尊氏の説得によって直冬方から離れ、筑後国守護職も直冬によって奪われたようであるが、文和三年（一三五四）八月、舎弟因幡守公景以下親類多数を戦死させた戦功の一つとして、豊前国守護職に補任された。

豊前蔵人三郎入道正曇代重海申す、豊前国苅田庄地頭職の事、

訴状これを遣わす、氏家九郎・同子息掃部助・荒宇津大和孫太郎以下輩、所務を濫妨すと云々、事実たらば、はなはだ然るべからず、早くかの輩を退け、下地を正曇に沙汰し付け、請取を執り進ずべきの状、件の如し、

文和三年十二月廿日　（花押）（足利義詮）

宇都宮常陸前司殿

（川瀬文書）

これが城井守綱が豊前守護であったことを裏付ける唯一の史料である。しかし、翌年十月、懐良（かねよし）親王の豊後・豊前・筑前大遠征に屈して、南朝方となったから、わずか一年間の豊前守護在任であった。また、同日付の頼尚の文書（宇佐、奥文書）もあるから、宮方優勢の豊前では尊氏方の守護が任務を全うできたか疑問である。

懐良親王の九州北部制圧

少弐頼尚を味方に加えた宮方は、正平十年（一三五五）、九州北部の尊氏方一色道猷・日田永敏・大友氏時・大神朝直・城井守綱らを討伐する大遠征

を敢行した。それを物語る史料の一つを次に掲げる。

「一見しおわんぬ（五条良氏花押）」

筑後国木屋弾正左衛門尉行実申す軍忠の事

右は八月十八日、肥前国凶徒対治のため御発向の間、最前より御共せしむ、

同九月一日、小城城攻め合戦に軍忠を抽じおわんぬ。豊後国凶徒を御対治のため、同十月二日、日田に御発向の間、御共せしめ、球珠・由布・狭間・国府・大神以下所々の御陣において宿直（とのい）を致し、豊前国宇佐・城井、筑前国殖木・博多に至るまで御共せしめ候いおわんぬ、然らば早く御判を下し賜り、亀鏡に備えんがため、言上件の如し、

正平十年十二月　日　（木屋文書）

豊前国司五条良遠着任　守護に代わって国司が執務することは、稀なことであった。

弥勒寺領大野井庄内か、三か名の所務を安東孫次郎入道助阿らが惣庄に混入して違乱しているという訴えを処理したのち、正平十一年（一三五六）、頼尚の守護代西郷兵庫允顕景が石清水八幡宮善法寺領大野井庄を押妨しているという訴えが懐良親王へ出された。

すなわち、貞和年中（一三四五～五〇）から守護頼尚が押妨し、西郷顕景の従人らが神官・社僧を殺害するに及び、宇佐宮が神輿を動座して訴えたため、頼尚の守護を解任し、国司が下向して執務することになった。

国司五条良遠の花押

頼尚はこれを不満として足利方となり、筑前国守護職を還補された。延文三年（一三五八）四月、足利尊氏が死去して、頼尚も幕府に対する多年のわだかまりを解くに至ったらしい。

国司五条左馬権頭良遠は、懐良親王の守役五条頼元の子息良氏の弟である。

なお、宮方の豊前守護は頼尚の子頼澄（よりすみ）、守護代は菊池武光（肥後国守兼守護、筑前・肥後守護）の弟豊前守武尚（たけひさ）であった。国務は良遠の指示で菊池武尚が執行した（山口隼正『南北朝期九州守護の研究』）。

長門一宮領　このころ、次の史料がある。

岩　隈

寄進　長門国一宮

豊前国岩隈内田地伍町地頭職事、

右、為天下太平　四海安全　家門長久、寄附之状、如件、

延文二年三月廿七日　　美作守藤原氏守

（長門住吉神社、写本）

寄進者の藤原氏守とは、誰か不明である。一色直氏が同社へ野中郷司跡を

豊前守護代西郷兵庫允顕景の花押

寄附しているから、一色直氏と共に長門へ退去した武士が空手形同然と考えて住吉社へ寄附したのであろう。

少弐頼尚の没落　延文三年（一三五八）に足利方へ寝返った少弐頼尚を討つべく、菊池武光は太宰府を目指した。

延文四年八月、頼尚は筑後川に布陣してこれを防ごうとして、大保原で大合戦が展開され、双方大損害を被り撤退した。頼尚は一族多数を戦死させ、守護代クラスの家臣をも失って、急速に勢力を凋落させた。

豊前の守護代であった西郷兵庫允顕景の名は最近まで一般に知られていない。「太平記」には「西川兵庫助」と記され、この合戦で、筑前守護代饗庭右衛門蔵人宣尚・肥後守護代同左衛門大夫宣兼らと討死にしている。郷のくずし字を川と間違えることはよくあることである。また、「さいか」と読んでいるのは「犀川」がもと「西郷川」とよんでいたのではないかと推定される。

（五条良氏）
「一見を加え了んぬ、（花押）」

筑後国木屋弾正左衛門尉行実申す軍忠の事、

右、太宰筑後守頼尚・直資以下の凶徒を御対治のため、去る七月十九日筑後河をお渡りの時、御共せしめ、河北・岩田・福同原の御陣において、日夜警固の忠を致す、同八月六日夜、大保原御合戦の時、東の手先正十八人のその随一として、最前に切り入り、丑の刻より同七日巳の刻に至るまで軍忠を抽ずるの間、若党又五郎・惣扶持人二郎三郎疵を被り、四郎三郎・弥二郎討ち死にしおわんぬ、然らば早く御判を下し賜り、亀鏡に備えんがため言上件の如し、

正平十四年八月　日　　（筑後木屋文書）

これは大保原合戦を伝える史料の一つである。

九州宮方の全盛　正平十六年（一三六一）、懐良親王は少弐頼尚を太宰府背後の宝満岳に追い上げ、これを攻略して、太宰府を占領し、以後一二年間九州を支配した。

近畿地方の宮方の動きが少なくなる一方で、南北朝の対立がなお三〇年間存続するのは懐良親王らの活躍が続くからであった。

足利方もこれに手をこまねいて見ていたわけではない。延文五年（一三六〇）三月、幕府は斯波氏経を派遣すると大友氏時に伝えた。豊後に渡ったのは十月のことで、将軍義詮は九州の寺社本所領の半済（一年限りで年貢半分を軍事費として味方の武士に与える）の実施と闕所地を与えると宣言し、斯波氏経には筑前・豊前・肥前・筑後の四か国と壱岐・対馬二島の軍勢を預けた（島津文書）。

康安二年（一三六二）八月、氏経は「豊前国合戦三ケ度に及び候、毎度御方打ち勝ち候い了んぬ、なかんづく、去る七日の合戦で、敵方守護代以下然るべきの仁五十余人討ち取り候、御敵悉く降参し、一国大略御方に罷り成り候」と阿蘇大宮司に報

じている。大友氏時からも「中ふせんの事、去る七日かせんニ御方うちかち、しゅこ又たいくわんいけ、むねとの物三十よ人、そうして七十よ人、うちとりて候、そののち、くにの人々大りゃく御かたニつきて候、やまか・あさをいけの人々、たかハのこほりかうるにて御はたあけ候」と報じている（阿蘇文書）。

すなわち、中豊前の合戦というから馬ヶ岳・築城あたりの合戦で、探題方が守護の又代官ら宗徒の者三〇人余も戦死させる勝利を得て、豊前をほぼ制圧したといっている。山鹿・麻生らも香春岳に挙兵し、各地で同心者の挙兵がつづいていると報じている。

貞治二年（一三六三）五月、周防の在庁官人出自の豪族大内弘世を幕府側に寝返らせ九州へ渡らせたところ、菊池武光は肥後へ撤兵したが、弘世が帰国するとまた元に戻ってしまったと島津師久は注進している。

「太平記」は、周防・長門両国守後職補任を条件として、いままで直冬方、南朝方に属して行動していた大内弘世が変心して探題を応援して豊後に渡り、菊池勢と戦い、二度目の戦に、包囲されて、降を乞い、命を助かり、周防へ帰った。のち京都に上ったとある。

馬ヶ岳合戦

『歴代鎮西志』に「正平十九年（一三六四）、豊前の人紀井出羽守、宮方に従わず、大内義弘を招く、時に義弘芦屋に在り、来たりて、馬ヶ岳城に入り、宮方諸軍と対陣す、春二月十三日、太宰府司馬（司令官）名和伯耆権守、兵三千を率い、馬ヶ岳を伐つ、義弘しばしばこれを防ぎ斥く、菊池武勝・厚東駿河守来たり名和を援く、大内敗走し、死を致す者若干也、義弘僅か五十余騎、河原岳に遁れ入る、菊池・厚東・名和・宇都宮・原田・秋月、河原岳を囲んで四道を絶つ、これを以て援兵の来る無く、まさに糧尽き力落ちんとす、義弘は名和長生と旧好有り、故に長生に頼り頻りに謝罪し、且つ誓書を太宰府に捧げ、和成る」紀井出羽守も岩錯城を攻められて降参し、誅せられた、紀井跡は壱岐太郎貞房に与えられたとある。

この記事の誤りは、弘世を義弘と誤っている。義弘は当時まだ六歳くらいである。年代も月日もずれている。

紀井出羽守とは誰か、一貫して幕府方として行動している宇都宮西郷出羽守のことか、参考のために紹介しておく（児玉氏採集文書）。

探題斯波氏経は二年ほど豊前・筑前の奪回に奮闘したが、敗れて帰京した。

国司の違乱

正平十三年（一三五八）、大野井庄に対する守護代西郷顕景の濫妨が原因で、少弐頼尚は守護職を改替され、国司五条良遠が国務を執ることになったが、やはり同じような訴訟が起こされた。

八幡宇佐宮神輿動坐の事、（中略）次に守護人頼澄押妨の地の事、子細は同前、頼澄の罪科の段においては、厳密にその沙汰有るべき也、次に守護代武尚の違乱の事、尋ね仰せらるの処、存知せずと云々、（中略）この上は不日に帰坐し、神事・仏事を専らにすべき旨、神官・所司に相触れらるべきの由、仰せ下さるるの状件の如し、

正平廿年閏九月廿三日　　左少将御判

別符安芸守殿

斎藤左衛門大夫殿同前

（石清水八幡、善法寺文書）

これは、正平二十年（一三六五）、守護少弐頼澄・守護代菊池武尚の弥勒寺領押妨に対して、宇佐宮が一〇年前の頼尚・顕景の押妨の時のように神輿を動坐して、懐良親王に訴え、征西将軍府が別符種此（たねもと）・斎藤光名を使節として懐良親王の裁定を執行させる史料である。使節両人に沙汰し付けるよう渡された弥勒寺領の書付は左のようになっていた。

宇佐弥勒寺領豊前国庄保の事

一、御所の御手の知行分

弘山庄（宇佐郡）平周防守并びに菊池武光の従人荒瀬幸明

大野井庄　熊皮跡　久木原忠光　典厩（てんきゅう）御手

畠原・下崎庄　新田田中蔵人　屋山保　典厩御手

薭野（くさの）庄　大蔵一家并びに林原出定（ママ）　自余これを略す

右、注進件の如し

正平廿　閏九月　日

（八幡善法寺文書）

ここで、御所とは懐良親王、典厩とは左馬権頭の唐風官名で、五条良遠を意味する。熊皮とは不明、久木原忠光は別史料に樟原新左衛門尉とある人物と同一人か、新田田中蔵人とは、新田氏一族で太平記に田中弾正大弼とある人の一族であろう。屋山保は、本町の矢山を指すと思われる。薭野庄を押妨した大蔵一家とは久保氏かもしれない。いずれにしても、宮方が豊前を重要拠点と考えて、菊池氏が宇佐宮近辺へ、国司五条良遠らが、国府近辺へ経済的基盤を築こうとしていることが分かる（山口隼正『中世九州の政治社会構造』）。

屋山保への国司の押妨（おうぼう）は正平十八年（一三六三）から二十年にかけて、訴訟となっている。

八幡宇佐弥勒寺所司ら申す、当寺領豊前国大野井庄・畠原下崎庄・屋山保の事、

重ねての申し状具書を副う　かくの如し、度々沙汰し付けらるるの処、給人ら猶以て押妨すと云々、今月十二日の御教書拝見仕り候い了んぬ、仰せ下されの旨に任せ、かの所々を寺家の代官に打ち渡し候い了んぬ、もしこの条偽り申し候はば、八幡大菩薩の御罰を罷り蒙るべく候、この旨を以て御披露有るべく候、恐惶謹言、

正平廿年八月廿二日　　（山田）美濃守政朝請け文裏判在り

これは、使節山田政朝が寺家へ屋山保等を打ち渡したという請文（報告書）である。屋山保は、国司が返還したらしいが、他は二十二年まで訴訟が続いている。

岩隈城の合戦

九州宮方全盛時代に岩隈城の戦いがあった。

門司下総（しもふさ）次郎三郎親長申す軍忠の事、

右、宮・武光以下襲来の間、四月十日、長州より渡海仕り宿直を致す時分、去る九日、岩隈城、同十一日、伊田城御合戦の時、忠節を致しおわんぬ、然らば早く御証判に預かり、向後の亀鏡に備えんがため、恐々言上件の如し、

貞治五年六月　日　　（門司文書）

「承り了んぬ、（少弐冬資カ）（花押）」

これは、宮方菊池武光が豊前に出陣してきたので、長門より渡海して、大将（幕府方豊前・筑前守護少弐冬資カ）に従って、門司親長が貞治五年（一三六六）六月九日、岩隈城で戦ったという。幕府方の武士は長門へ亡命していたらしい。「歴代鎮西志」には、翌年七月、新少弐冬資らが豊前に討ち入り、香春城に立て籠もり、岩石（がんしゃく）・添田等の城を陥落させたが、菊池武光らに攻められ、敗走したとある。「香春城不慮」のことは阿蘇文書・有馬文書にもみえる。これはその前哨戦であったのであろうか。

九州探題今川了俊の花押

九州探題今川了俊の下向　斯波氏経が二年ばかりで帰京したあと、貞治四年（一三六五）、渋川義行が九州下向を命ぜられ、備後守護職を兼帯して九州入りの準備をしていたが、ついに渡海するに至らなかった。

幕府の引付頭人であった今川了俊は、応安三年（一三七〇）、九州探題に任命されると、渋川義行の失敗を踏まえて、周到な計画を練り、備後・安芸の守護職を兼帯して両国の武士を動員し、周防・長門・石見三国の守護大内弘世と婚姻関係をむすび、大内氏の協力を取り付けて、応安四年（一三七一）六月、子息義範を尾道から豊後高崎城へ渡らせた。義範は菊池武光の半年に及ぶ攻撃に耐えた。

了俊の弟仲秋（まえ頼泰）は赤間関から松浦に渡海し、肥前から太宰府を目指した。

了俊自身は義範渡海の半年後、門司に上陸し、高宮まで進撃して、応安五年（一三七二）八月、懐良親王・菊池武光らを太宰府から高良山へ撤退させることに成功した。任命されてから太宰府占領まで実に二年二か月、門司渡海から八か月の年月を費やしている（川添昭二『九州探題今川了俊の軍事活動』）。

宇都宮守綱の挙兵　応安七年（一三七四）正月、城井常陸前司守綱（まえ大和弥六高房、冬綱）が高畑城に、宮方として籠城した。これを攻略するのに九か月を要した。

挙兵の理由は分からない。多年、守綱が宮方に仕え、一族でも佐田経景は一貫して幕府方であり、了俊の弟氏兼が豊前守護となって、野仲氏の城（長岩城ヵ）に滞在していることから、

今川了俊に対して不満・不信感をもっていたのである。

田原下野権守氏能申す所々軍忠の事、

一、同(応安)七年正月廿三日、城井常陸前司入道謀叛に依り、弾正少弼(今川氏兼)殿御発向の間、時日を廻らさず城井の御陣へ馳せ参じ、夙夜(しゅくや)忠勤を致し、諸方御勢仕(せいし)并びに連日野伏せり合戦以下、毎度戦忠を励み、親類若党数輩疵を被るの次第、大将霜台度々御注進に預かる者なり、

同八月廿七日、凶徒が豊後国山香郷花岳に取り上がり、難儀に及ぶに依り、同九月三日、かの境に馳せ越し、同六日当城に攻め上がり、数剋の合戦を致し、親類以下五十余人疵を被り、かの城を追い落とし、同十三日、城井の御陣へ帰参し、高畑城没落の期にいたる迄、忠節を致すの条、霜台御見知(げんち)しおわんぬ。　(入江文書)

城井守綱の挙兵については、他に門司文書、長井文書（萩藩閥閲録）に見える。霜台とは弾正台の唐名である。すなわち、豊前守護今川氏兼のことである。

豊前守護大内義弘　永和元年（一三七五）八月、菊池氏の本拠地隈(わい)府(ふ)を目前にして、水島の陣中で、了俊は自分に隔意を持つ少弐冬資を暗殺させた。

少弐冬資は一貫して幕府方として行動し、父頼尚の分国筑前・豊前・肥後の回復のため奮闘してきたが、了俊が少弐氏の本拠地太宰府に入り、筑前・豊前の分国を自己の守護国としたので、大いに不満を抱いていた。出陣しない冬資を島津氏久に催促させて、やっと水島の陣に姿を見せた冬資を謀殺したのである。

島津氏久は面目を失い、帰国して宮方に転じ、終生了俊を許さなかった。少弐頼尚が足利尊氏を許さなかったように。

この事件によって、九州の武士の反発を招き、宮方討伐計画を振り出しに戻させてしまった。そのため、九州制圧は一七年も遅れ、南北朝の合一も大幅に遅延されることとなった。

了俊は京都に応援を要請し、将軍義満の弟満詮(みつあきら)の下向を決定し、大内弘世に協力して年内に渡海せよと命じたが、弘世は「かいがいしく申さず」、了俊に不信感を抱いていたらしい。子息の大内新介義弘が一族家人三〇〇余人を率いて豊後に渡り、豊前の野仲郷司の城に滞在していた今川氏兼に合流して筑前へ進出した。大内父子は仲違いして合戦していたという。

弱冠二十歳の大内義弘が了俊に協力して出兵したのは、豊前の守護職を与えるという約束がなされたためであろうと考える。

このころから、了俊は島津氏久に筑後の守護職に推挙すると機嫌を取り、阿蘇氏や河尻氏に肥後の守護職をえさに協力に呼びかけているし、薩摩・大隅・日向・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前の八か国守護職をも了俊が拝領したのでこれを与える

大内義弘の花押

ことができると述べているからである（禰寝文書）。

従来、大内義弘の豊前守護職補任は応安七年（一三七四）とされていたが、応安八年は今川氏兼が豊前守護であり（成恒文書）、氏兼はのち日向守護へ転ずる。山口隼正氏は確実な証拠は康暦二年（一三八〇）以降に見られると言う（『南北朝期九州守護の研究』）。

次の史料は大内義弘が永和二年（一三七六）、豊前の守護であった事を物語るものと考える。

八幡宇佐本宮御許山の雑掌申す、豊前国宇佐郡佐田・深見両庄の事、代々の支証等披見しおわんぬ、探題の時は半済たりと雖も、寺家へ渡し付けらるべきの状、件の如し、

永和二年十月九日　　（大内義弘カ）散位判

陶周防守殿

（『太宰管内志』豊前十、佐田家古文書）

これは、探題が守護のときは半済が行われ、寺領半分を兵粮料所として押さえたが、その分を返還すると、若くて位階はあるが官職がない散位大内義弘が守護代陶弘綱に執行を命じたのである。半済は一年限り荘園年貢半分を軍事費として武士が取るものであったが、このころには、何年にもわたって土地半分を押さえるようになっていたのである。

永和二年（一三七六）三月と思われる了俊の書状に「その城の事、度々承り候間、随分いそきいそき一勢つかはし候へく候処ニ、豊前路より合力の事ハ大内家人ら、国の事をうたかひ候」（田原文書）と、夷城（西国東、香々地町）籠城中の田原氏を援軍するために、豊前路をとると、大内家人らが豊前国（守護職）のことを疑うといっている。大内義弘が九州渡海後、間もないころの状況を語っていると考えられる。

宇都宮小法師丸申す。豊前国伊方并びに元永の事、

先に渡申し候処、事行かず候由嘆き申し候、不便の事に候、相違なく返付せられ候はば然るべく候、父祖討ち死跡に候、忠節他に異なり候間、かくの如く申し候、尚々無為御計らい候半ば、悦び入り候、恐々謹言、

三月十七日　　了俊在判

大内左京大夫（義弘）殿

（佐田文書）

これは、康暦元年（一三七九）ころ、守護大内義弘が所領を押領していたことを示す二例の一つである。佐田小法師丸（のち因幡次郎親景）の祖父公景、父経景二代の戦死の勲功の地が大内義弘に押領されたと今川了俊に愁訴して、了俊が義弘へやんわりと返還を促しているのである。大内氏が豊前国に経済的基盤を築き始めていることを示す。この時期、幕府の命令は豊後の守護大友氏を除いて、全て今川了俊へ出される。これは八か国が了俊の分国であることを意味する。

「我か事ハ将軍の御身をわけられて、くたされ申し候間、誰人もいやしまれ候ハしと存し候」（南北朝遺文五四五六）と、将軍の分身としての自覚のもとに分国統治を行った。

したがって、豊前の場合も

将軍―今川了俊―大内義弘―守護代―宛人

の順序で命令が下達される。

了俊が上洛するころになると、

大内義弘―奉行人二人―守護代―現地被官

の形式をとり、一五世紀、大内盛見時代から

大内盛見―奉行人二人―守護代―郡代―郡代被官

の形式が現れ、守護大名の領国支配の独自性が発揮され始める。

義弘時代約二三年間に、豊前守護代はめまぐるしく交代している。のち、長門の武士杉氏でも杉伯耆守家が世襲するようになる。

大内義弘の豊前守護代　陶周防守弘綱―陶尾張守弘長―森掃部頭尚弘―杉備中守重明―森大和入道良智―大内満弘

しかし、寺社の造営と宇佐大宮司の推挙は従来大宰府の管轄（かんかつ）であったから、また、寺社領が数か国にまたがっていたことから、今川了俊が主体となって関与している。